

2. 運転者登録マニュアル

佐賀県運転者登録センター
令和元年5月1日

《 目 次 》

I. 注意事項

- | | | | |
|-----|------------------------|---|---|
| (1) | 営業時間及び休日、手続き方法その他 | 1 | 頁 |
| (2) | 住民票(又は住民票記載事項証明書) | 2 | 頁 |
| (3) | 運転者証の有効期限、運転免許の早期更新手続き | 3 | 頁 |

II. 手続き説明書類

- | | | | |
|--------|--|----|---|
| ○ | 新規講習の受講が必要な者 | 1 | 頁 |
| (1)-① | 初めて登録するとき | 2 | 頁 |
| (1)-② | 他の地域の経験者が転入した時 | 3 | 頁 |
| (2) | 登録取消処分後に再び登録するとき | 4 | 頁 |
| (3) | 運転免許の停止(40日以上)及び運転免許の失効により登録が消除され再び登録するとき | 5 | 頁 |
| (4) | 運転免許を更新したとき | 6 | 頁 |
| (5) | 事業者を変ったとき
※退職等の後、元のタクシー会社(同一社)へ2年以内に復帰する場合(登録消除していない場合に限る。) | 7 | 頁 |
| (6)-① | 運転免許の失効または停止処分を受けたとき | 8 | 頁 |
| (6)-② | 失効及び40日以上の免停の場合 | | |
| (7) | 運転者証を紛失した時 | 9 | 頁 |
| (8) | 住所が変わったとき | 10 | 頁 |
| (9) | 氏名が変わったとき | | |
| (10) | 運転者証を破ったり汚したりしたとき | 11 | 頁 |
| (11)-① | 運転免許の種類や番号が変わったとき
(有効期限が変わったとき) | 12 | 項 |
| (11)-② | 運転免許の種類や番号が変わったとき
(有効期限が変わらないとき) | | |
| (12) | 謄本交付・閲覧請求するとき | 13 | 頁 |
| (13) | 登録運転者業務経歴証明書を発行するとき | 14 | 頁 |
| (14) | 登録を消除するとき | 15 | 頁 |
| (15) | 登録内容を更正(錯誤、脱落等発見時)するとき | 16 | 頁 |
| (16) | 運転者証を返納するとき | 17 | 頁 |
| (17) | 運転免許が取り消されたとき | 18 | 頁 |

《 注意事項 1 》

営業時間等

月曜日から金曜日(平日)

9時から12時まで、及び13時から17時まで(12時～13時は取扱い不可)

休日

土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日

12月29日～12月31日まで、及び1月2日、1月3日

その他佐賀県バス・タクシー協会の総会開催等でやむなく休日とする日。

(その場合、2週間前までに周知します。)

手続き方法

センター窓口での手続きを原則としますが、「更正登録」以外の全ての手続きは郵送でも可能です。

郵送の場合は、必ず「書留郵便」で送付(返信用封筒を同封(書留郵便代金(切手)貼付))して下さい。(規定により書留郵便以外は受付できません。)

※返信用封筒等の同封忘れの場合、原則として来訪いただきます。

※手続き完了後、来訪される場合は返信用封筒は不要です。

手数料の納付

手続きの際、事務所で「現金」で納付下さい。

郵送による手続きの場合は、「現金書留」又は「定額小為替」で納付下さい。

ただし、センターがあらかじめ認めた場合にあっては、手数料をとりまとめた上で、翌月末日までに納付することができるものとします。

※納付された手数料は正当な理由がある場合を除き返却しません。

その他

必要書類等に不備があると手続きができない場合がありますのでご注意ください。

また、手続きで来訪される場合は、事務作業効率化のため、事前連絡に協力方お願いします。(事前連絡がない場合、当日の手続きができない場合もあります。)

また、手続き時は、所要の時間が掛かりますので、お待ちいただきます。事前に(できる限り、来訪予定日の前日までに)FAX等で事務局に事前送付(来訪時に原本持参)いただきますと、速やかに手続きが完了しますので、協力方お願いします。

問合せ先

運転者登録・認定講習実施機関

一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会

佐賀県運転者登録センター

〒849-0928 佐賀市若楠二丁目7番2号

TEL 0952-31-2341

FAX 0952-31-2342

《 注意事項 2 》

住民票(又は住民票記載事項証明書)について

やむを得ない理由により、現在居住地の住民票を添付する事ができない場合は、住民登録済みの住民票を添付して下さい。

また、住民登録済みの住民票を添付する場合には、雇用されているタクシー事業者の責任において、雇用条件及び雇用契約証明には、申請者の実際に居住する住所を記入して下さい。

なお、その後、住民登録を移動したときは、「住所変更済み運転免許証の写し」、「登録事項変更等届出書(第4号様式)」及び「新住民票」を添付して、住所変更手続きをして下さい。

住民票等の個人番号(マイナンバー)について

住民票等は個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出して下さい。

個人番号が記載された住民票等を提出する場合には、当該部分を復元できないように切り取る、又はマスキングを行った上で、提出して下さい。

《 注意事項 3 》

運転者証の有効期限について

- 「運転者証に記載された有効期限が運転者証の有効期限」ですので、期限切れにご注意下さい。(期限内に運転者証の更新手続きをして下さい。)
- 公安委員会(警察署)等で、運転免許の更新手続き中を理由として、期限の延長措置がとられる(免許証の裏面にその旨記載。)場合があります。
その場合は、臨時的な対応として、有効期限延長シール交付申請手続きをして下さい。運転者証に「有効期限延長シール(登録センター押出スタンプ有)」を貼付いただきます。(個別に相談下さい。)
後日、新たな運転免許証が交付された後に速やかに運転者証の更新手続きを行って下さい。

運転免許の早期更新手続きについて

- 所属運転者に対して、日頃より、できる限り早期に免許更新手続きをされるよう注意喚起をお願いします。
 - ・更新期間:原則として、「有効期間満了年の誕生日の1ヶ月前から誕生日の1ヵ月後までの間(誕生日の前後1ヶ月間)」
- なお、高齢運転者(更新期間が満了する日の年齢が70歳以上の方)は、更新申請前に高齢者講習(75歳以上は講習予備検査を含む。)の受講※が必要です。受講者が多く、有効期限内に受講できない事例が発生しておりますのでご注意ください。
- ※ 高齢者講習は、有効期間満了日の6か月前から自動車学校等において受講できます。
- ※ 運転免許更新手続きを急がれる場合は、「運転免許センター」での手続きを推奨します。



新規講習の受講が必要な者

《 新規講習 受講が必要な者 》

- ◎ 初めてタクシー運転者として登録する場合
(登録済み運転者で離職後2年以内に運転者として復帰する場合は、不要)
- ◎ 他都道府県で過去2年以内に運転者として登録している者が
佐賀県内で登録する場合(地理のみ受講)
- ◎ 登録取消処分後に再び登録するとき

【講習受講申込書】に必要事項明記の上、新規講習開催日の前週の
金曜日(正午)までに登録センターへ申込み(FAXのみ受付)

ただし、当該新規講習の開催が確定している場合は、当該講習開催日の前日12時
(正午)まで。

(1)-①

初 め て 登 録 す る と き

【 必 要 書 類 】

- ① 運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 登録申請書【第2号様式】
- ④ 運転者証交付申請書【第9号様式】
- ⑤ 雇用条件及び雇用契約証明書
(定時制乗務員の場合は、同書に必要事項を記入)
- ⑥ 講習修了証の写し
- ⑦ **住民票(原本)**または住民票記載事項証明書(原本)

(1)-②

他の地域の経験者が転入した時

【必要書類】

- ① 運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 登録申請書【第2号様式】
- ④ 運転者証交付申請書【第9号様式】
- ⑤ 雇用条件及び雇用契約証明書
(定時制乗務員の場合は、同書に必要事項を記入)
- ⑥ 講習修了証(地理)の写し
- ⑦ **住民票(原本)**または住民票記載事項証明書(原本)

※他地域で登録削除がなされていない場合は、登録できません※
他地域の登録センター(一覧表参照)へ事前に手続きを行って下さい。

運転者登録の有無の確認方法

運転免許証の番号・氏名・生年月日等をFAX等でセンターに照会下さい。(口頭不可)

センターからの回答内容は、行政指導により「登録(返納・削除)完了の有無」及び「登録が残っている場合は、当該登録地域及び登録センター連絡先」のみです。

(2)

登録取消処分後に再び登録するとき

【必要書類】

- ① 運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 登録申請書【第2号様式】
- ④ 運転者証交付申請書【第9号様式】
- ⑤ 雇用条件及び雇用契約証明書
(定時制乗務員の場合は、同書に必要事項を記入)
- ⑥ 講習修了証の写し
- ⑦ **住民票(原本)**または住民票記載事項証明書(原本)

※再登録禁止期間が終了していない場合は登録できません。※

(3)

運転免許の停止（40日以上）及び運転免許の失効により登録が消除され再び登録するとき

【必要書類】

- ① 運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 登録申請書【第2号様式】
- ④ 運転者証交付申請書【第9号様式】
- ⑤ 雇用条件及び雇用契約証明書
(定時制乗務員の場合は、同書に必要事項を記入)
- ⑥ 住民票(原本)または住民票記載事項証明書(原本)
- ⑦ 講習修了証の写し
(ただし、運転者証返納届による離職日から2年以内は不要)

※(6)の手続きが終了していない場合は登録できません。

(4)

運転免許を更新したとき

【必要書類】

- ① (更新済み)運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 運転者証
- ④ 登録事項変更等届出書【第4号様式】
- ⑤ 運転者証訂正及び再交付申請書【第10号様式】

以下、必要に応じて

- ⑥ 理由書(運転者証の有効期限が切れた後に手続きする場合)
- ⑦ 「旧運転者証」返納申出書
(やむを得ない事由で③運転者証を返納できない場合に限る。)

運転者証の有効期限延長シール交付申請書【様式集(15)】

運転免許証の更新が即日交付(例:地元警察署で手続きをした場合)されずに、運転免許証の備考欄(裏面)に「更新手続き中のスタンプが押印」された場合は、運転者証の更新手続きの前に「運転者証の有効期限延長シール交付申請書(運転免許証の写し添付※)」を提出して下さい。

(臨時的に期限延長シールを交付します。無料～様式集(15)参照)

後日、新たな免許証が交付された後に、運転者証の更新手続きをして下さい。(その間は、旧運転者証にシールを貼付すること。)

※(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されているもの。

(5)

事業者を変わったとき

※運転者登録済で佐賀県内において会社を移動した時※

退職等の後、元のタクシー会社(同一社)へ2年以内に復帰する場合(登録消除していない場合に限る。)

【必要書類】

- ① 運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 登録事項変更等届出書【第4号様式】
- ④ 運転者証交付申請書【第9号様式】
- ⑤ 雇用条件及び雇用契約証明書
(定時制乗務員の場合は、同書に必要事項を記入)

※旧事業者から運転者証が返納されていることが必要※
(返納されていない場合、手続きできません。)

(6)-①

運転免許の失効または停止処分を受けたとき

【必要書類】

- ① 運転免許停止に関わるものは
運転免許停止処分書の写し
- ② 登録事項変更等届出書【第4号様式】
- ③ 運転免許の停止(40日以上、短縮関係ナシ)および失効で届出が7日以上遅れている場合は、届出遅れの「本人の理由書」

(6)-②

失効及び40日以上 の 免停 の 場 合

【必要書類】

- ① 運転免許停止に関わるものは
運転免許停止処分書の写し
- ② 運転者証
- ③ 登録事項変更等届出書【第4号様式】
- ④ 運転者証返納届(社印が必要)
- ⑤ 運転免許の停止(40日以上、短縮関係ナシ)および失効で運転者証の返納が7日以上遅れている場合は、返納遅れの「本人の理由書」及び「会社の理由書」

※再登録時は(3)を参照※

(7)

運転者証を紛失した時

【必要書類】

- ① 運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 運転者証訂正及び再交付申請書【第10号様式】
- ④ てん末書
※ 運転者本人に責が有る場合は、会社に責が有る場合で様式が相違しますので、注意下さい。

(8)

住所が変わったとき

※現住所が変更になった場合※

【必要書類】

- ① (住所変更済)運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書
- ② 登録事項変更等届出書【第4号様式】
- ③ 住民票(原本)または住民票記載事項証明書(原本)

(9)

氏名が変わったとき

※婚姻等で氏名が変更になった場合※

【必要書類】

- ① (氏名変更済)運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100kb以下推奨)
- ③ 運転者証
- ④ 登録事項変更等届出書【第4号様式】
- ⑤ 運転者証訂正及び再交付申請書【第10号様式】
- ⑥ 住民票(原本)または住民票記載事項証明書(原本)
又は戸籍抄本(原本) ※新旧の氏名が記載されているもの

(10)

運転者証を破ったり汚したりしたとき

【 必要書類 】

- ① 運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6カ月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 運転者証(破れ・汚損)
- ④ 運転者証訂正及び再交付申請書【第10号様式】

※ 運転者証の写真変更の場合も同様

(11)-①

運転免許の種類や番号が変わったとき

※有効期限が変わったとき※

【必要書類】

- ① (新規変更済み)運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 写真1枚(6か月以内に撮影した5cm角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3cm以上のもの)※裏面に氏名及び撮影年月日記入
※電子データの場合は、データに氏名(フルネーム)記入
(JPEG形式、100KB以下推奨)
- ③ 運転者証
- ④ 登録事項変更等届出書【第4号様式】
- ⑤ 運転者証訂正及び再交付申請書【第10号様式】

(11)-②

※有効期限が変わらないとき※

【必要書類】

- ① (新規変更済み)運転免許証の写し
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 登録事項変更等届出書【第4号様式】

(12)

謄本交付・閲覧請求する時

【必要書類】

- ① 運転免許証の写し
 - (イ) 登録運転者本人が請求する場合
(表・裏面の両方のコピー)
 - (ロ) 登録運転者の所属会社が請求する場合
(表・裏面の両方コピー)に雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付の記載並びに社印が押印されている書面
- ② 謄本交付(閲覧)申請書【第7号様式】

※登録運転者本人又はタクシー事業者(その雇用する登録運転者のものに限る。)のみ可能な手続きです。

(13)

登録運転者業務経歴証明書を発行する時

【必要書類】

- ① 運転免許証の写し
(表・裏面の両方のコピー)
- ② 登録運転者業務経歴証明書交付申請書【第10号様式の2】

※登録運転者本人のみ可能な手続きです。

(14)

登録を消除するとき

- ※佐賀県以外の指定地域で登録したい場合※
- ※退職等により登録を消除したい場合※

【必要書類】

- ① 運転免許証の写し
イ. 本人が手続きを行う場合
(表・裏面の両方のコピー)
- ② 登録消除申請書【第6号様式】

※運転者本人が行う手続きです。

(15)

登録内容を更正（錯誤、脱落等発見時）
する場合

【 必要書類 】

(イ) 運転者証の記載事項に関係がない場合

- ① 更正登録申請書【第5号様式】

(ロ) 運転者証の記載事項に関わる場合

- ① 更正登録申請書【第5号様式】
- ② 運転者証
- ③ 運転者証の記載事項の更正申請書(様式第6)

※ 様式第6号は、事務局へ照会下さい。(様式集に掲載なし)

(16)

運転者証を返納するとき

※ 事業者の義務 ※

【 必要書類 】

- ① 運転者証（付箋等で退職等の事由発生日付を記入）
 - ② 運転者証返納届
- 以下、必要に応じて
- ③ 理由書（手続きが7日以上遅れた場合）

※事由発生後7日以内に返納すること。

※郵送の場合は必ず『書留郵便』でお願いします。

(17)

運転免許が取り消されたとき

【必要書類】

- ① 運転者証
 - ② 運転者証返納届
 - ③ 運転免許取消処分書のコピー
- 以下、必要に応じて
- ④ 理由書（手続きが7日以上遅れた場合）

※事由発生後7日以内に手続きを行うこと。